

6月 各種無料相談

- **町長相談** 企画調整課 ⑨ 2214
ところ / 役場 2 階町長公室
町政全般について、町長が直接相談に応じます。
事前の電話予約が必要です。
- **教育相談** 教育委員会 ⑨ 2521
と き / 9・23日 (第 2・4 水曜) 9:00~12:00
ところ / 役場 2 階第 7 会議室
教育長が、教育問題についての相談に応じます。
希望者は、事前に連絡してください。
- **暴力団被害相談** 地域振興課 ⑨ 2282
と き / 8日 (第 2 火曜) 13:00~16:00
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
上尾警察署員が暴力団員等による不平等な行為で困っている方の相談に応じます。
- **行政相談** 地域振興課
と き / 15日 (第 3 火曜) 10:00~12:00
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。
- **事業とくらしの相談** 地域振興課
と き / 16日 (第 3 水曜) 13:00~16:00
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
行政書士が会社設立、農地転用、開発許可、相続等の手続きの相談に応じます。
- **法律相談** 地域振興課
と き / 25日 (第 4 金曜) 13:00~15:00
受付 / 12:00~14:30 受付順
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。
- **税の相談** 税務課 ⑨ 2152
と き / 24日(木) 10:00~15:00
ところ / 役場 1 階第 1 相談室
大宮税務相談室係官が、相続税・贈与税などの相談に応じます。
- **消費生活相談** 商工農政課 ⑨ 2241
と き / 3・10・17・24日 10:00~15:00
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。
- **女性相談** 人権推進課 ⑨ 2219
と き / 9日 (第 2 水曜) 10:00~12:00
ところ / 役場 2 階第 2 相談室
女性相談員が、女性のための相談に応じます。
- **児童相談** 健康生活課 ⑨ 2143
と き / 22日 (第 4 火曜) 10:00~15:00
ところ / 総合センター内 児童館
家庭児童相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。
- **結婚相談** 住民課 ⑨ 2114
と き / 16日 (第 3 水曜) 9:00~12:00
ところ / 総合センター内 ボランティアビューロー
相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。
- **心配ごと相談** 社会福祉協議会 ☎ 722-9990
と き / 9・23日 (第 2・4 水曜) 9:00~12:00
ところ / ふれあい福祉センター相談室
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。

交通災害共済 6月30日 まで 掛金助成手続きは

市町村交通災害共済に加入された方で、次の助成対象に該当される方は、会費相当額を町で助成しますので、会費助成申請書を提出してください。

対象

・70歳以上の方 (昭和9年4月1日以前に生まれた方)

・生活保護受給者

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

提出期限 6月30日(水)

提出先・☎ 高齢障害課高齢障害係 ⑨ 2 1 2 2



「結婚...それは、人と人との出会いからはじまります。」



町では結婚相談所を設け、相談員がご相談に応じています。登録制になりますので、ご希望の方はお申し込みください。

相談日 毎月第3水曜 (9時~12時) 変更になる場合があります。

ありますので、各種無料相談のコーナーでお確かめのうえ、お出かけください。

相談場所 総合センター
登録方法 登録申込みを希望される方は、申込用紙 (住民課にあります) に記入のうえ、写真2枚を添えて、住民課または直接相談員にお申し込みください。

☎ 住民課 ⑨ 2 1 1 4

氏 名	住 所	電 話 番 号
市 川 喜 代 子	小室239	721-1188
武 石 恵 美 子	小室6590	721-5872
小 島 玉 枝	小室5492	722-3229
松 本 し づ	小室5130-1	721-1452
齋 藤 ろ く	小室10096	721-1300
濱 野 百 合 子	大針608	721-0353
中 島 あ や	小針内宿1429	728-5697
原 利 子	寿2-368	723-0651

年金



国保



～年金受給者のみなさんへ～

平成16年度年金額が改定されました

物価スライド制により、平成15年度の消費者物価指数が0・3%下落したため、年金額が引き下げられることになりました。

公的年金は、将来にわたって年金の実質価値を守るため、物価が上がったり下がったりした場合に年金額も自動的に改定される『完全自動物価スライド制』になっています。平成11年以降、消費者物価

指数は下落していましたが、景気への配慮のため、平成11年から13年までの下落分1・7%についてはスライドが見送られてきました。

しかし、保険料を負担する現役世代との均衡の観点および後世代に負担を先送りしないため、平成15年度は平成14年度の下落分0・9%の物価スライドを実施し、年金額を減額改定しました。

今年度についても、物価スライドが実施されることとなり、平成16年度の年金額は794,500円（満額受給）となりました。

なお、平成15年度と同様、高齢者の生活への配慮から平成11年から13年の下落分については据え置かれています。

	平成16年度 年金額
老齢基礎年金 （満額）	794,500円
障害基礎年金 （1級）	993,100円
（2級）	794,500円
遺族基礎年金 （子1人）	1,023,100円
老齢福祉年金	407,100円

正しく知って正しく納付 国保税Q&A

Q 国保税は、なぜ納めないといけないのですか？

A 国保の運営ができなくなるからです。

国保税は、加入者の方の医療費にあてられる貴重な財源となっています。国保税収入が不足すると、財源が不足し国保が運営できなくなるので国保税は納めなければならないのです。

財源が不足しても、他の税をあてることのできない特別な会計となっています。

Q 国保税は誰が納めるのですか？

A 世帯主が納めます。

国保税は加入している方一人ひとりが別個に納めるのではなく、世帯ごとに納めることになり、その納付義務者は世帯主になります。世帯主が国保に加入していなくても、納税通知書は世帯主に送られます。

税額の計算は加入している方だけを基準にしています。

Q 国保税はいつの分から納めることになるのですか？

A 資格を得るべき月の分からです。

国保税は、他の市区町村から転入したときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得るべき月の分から納めることとなります。ですから、たとえ国保加入の届出が遅れた場合でも、資格を得るべき月までさかのぼって国保税を納めなければなりません。

さかのぼって算定された年度ちがいの国保税は全額を1回で納付していただきます。

●平成16年度の国保税納税通知書は7月に送付します。

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られた案内状（はがき）等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 6月30日(水)

10時～15時

場所 役場3階第3会議室

年金を
受けているみなさんへ

悪質な 貸金業者に ご注意！

「年金立替」や「シルバーローン」等のキャッチフレーズで年金受給者に対し融資を行い、非常に高い利息を要求する貸金業者の存在が全国で確認されています。

年金証書や預貯金通帳等を預けるよう要求する悪質な貸金業者には十分ご注意ください。